

株 主 各 位

長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地 1
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴木 周 平

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本年は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、会場内において、消毒、マスク着用やソーシャルディスタンスの確保など感染症対策に努めます。株主の皆様におかれましては、ご健康状態にかかわらず、極力ご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットでの議決権行使をお願い申しあげます。※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応については、次頁をご参照ください。

書面またはインターネットで議決権を行使される場合は、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年10月22日（金曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年10月23日（土曜日）午後1時
受付開始時刻 午後0時30分 |
| 2. 場 所 | 長野県長野市南石堂町1346
ホテルメトロポリタン長野（ <u>会場が前回と異なっております</u> ので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第16期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2020年8月1日から2021年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | ストック・オプションとしての新株予約権発行の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.nippon-ski.jp/>）に掲載しております。①事業報告の「新株予約権等の状況」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」ならびに②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」・「連結注記表」および③計算書類の「株主資本等変動計算書」・「個別注記表」

本添付書類は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたします。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について>

2021年10月23日開催の第16回定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

①株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、株主総会当日は以下に記載する感染予防措置を予定しておりますので予めご了承ください。

- ・受付でのアルコール消毒、マスクの着用および検温へのご協力をお願い申し上げます。ご協力いただけない場合にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・検温の結果、発熱（37.5度以上）、咳等の症状のある株主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場では株主様同士の間隔を広く取る観点から、十分な席数が確保できず、入場制限を行う場合がございます。
- ・ご滞在時間短縮のため、報告内容を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めてまいります。

②本総会における当社の対応について

役員および運営スタッフは、健康状態を確認したうえで当日出席し、マスクを着用して対応させていただきます。

③株主様向け説明会についてのご案内

例年株主総会後に開催しております**事業説明会につきましては、感染症拡大防止の観点から中止**とさせていただきます。

2021年11月6日（土曜日）午後1時より個人株主様説明会をWEBにて開催いたしますので、是非ご参加くださいようお願い申し上げます。

なお、今後の情勢や行政の要望等により、運営方法を変更する場合がございます。最新の情報は、以下の当社ホームページ（<https://www.nippon-ski.jp/>）にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年10月23日（土曜日）
午後1時（受付開始：午後0時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2021年10月22日（金曜日）
午後6時00分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年10月22日（金曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

5. _____

6. _____

7. _____

8. _____

9. _____

10. _____

〇〇〇〇〇〇〇

標準口座番号のご所有株式数 XXX 株

議決権の数 XXX 股

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

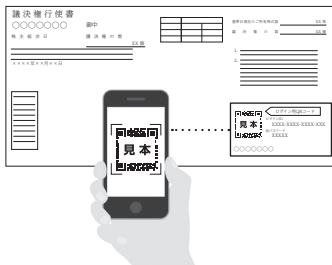
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

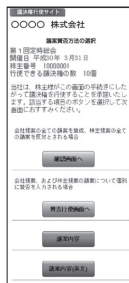
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



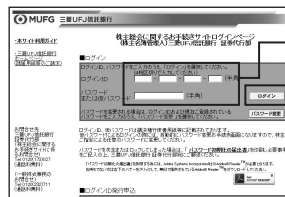
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

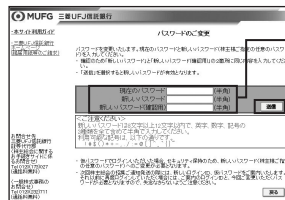
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muft.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元については、重要な経営課題の一つであると認識しており、将来の事業展開と財務体質の強化等を考慮しながら、安定した配当を継続実施していく方針であります。

第16期の期末配当につきましては、このような方針に基づき、次のとおりとさせていただきます。


1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円00銭（初配当）
配当総額 106,148,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年10月25日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任の取締役3名を含む7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	 <div data-bbox="302 756 411 813" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <p data-bbox="249 839 465 907">すず き しゅう へい 鈴木 周 平 (1976年11月10日)</p>	<p>2006年7月 日本駐車場開発(株)入社 2007年10月 同社取締役 2010年10月 当社取締役 2011年3月 川場リゾート(株)代表取締役社長 2012年8月 当社代表取締役社長（現任） 2012年10月 川場リゾート(株)取締役会長 2013年11月 白馬観光開発(株)取締役 2014年10月 日本駐車場開発(株)常務取締役 2015年10月 めいほう高原開発(株)取締役 2017年1月 (株)ハーレスキーリゾート取締役 2017年10月 白馬観光開発(株)取締役（現任）、(株)岩岳リゾート取締役（現任）、梅池ゴンドラリフト(株)取締役（現任） 2019年10月 めいほう高原開発(株)取締役会長 2020年10月 めいほう高原開発(株)取締役（現任） 2021年6月 (株)北志賀竜王取締役（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営を指揮し、企業経営・事業戦略に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要な不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	229,506株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	 <p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">いわもと りゆうじ ろう 岩本 竜二郎 (1968年4月3日)</p>	<p>1996年10月 日本駐車場開発(株)入社 2004年10月 同社取締役 2007年10月 同社常務取締役 2010年8月 同社東海本部長 2011年6月 同社営業統括本部長 2013年8月 同社東日本本部長 2016年12月 日本駐車場開発札幌(株)取締役(現任) 2018年10月 日本駐車場開発(株)広島支社長 2020年6月 同社名古屋支社長 2021年8月 当社グループ事業統括室長(現任)、白馬観光開発(株)営業統括室長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本駐車場開発(株)入社以来、同社グループの経営において、とりわけ国内駐車場事業の推進を積極的に指揮し、日本有数の駐車場運営会社に成長させるなど、当社の事業を更に発展させるために必要な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要な不可欠な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	 <div data-bbox="303 716 409 768" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再 任</div> <p data-bbox="254 813 459 883">あつ み けん すけ 渥 美 謙 介 (1984年12月13日)</p>	<p>2007年4月 日本駐車場開発(株)入社 2011年12月 日本自動車サービス(株) (現 日本自動車サービス開発(株)) 代表取締役社長 2014年8月 (株)ディー・シー・ケー・ワークショップ取締役 (現任) 2016年7月 NPD USA LTD. Director and President 2016年10月 日本駐車場開発(株)取締役 2018年6月 (株)ロクヨン取締役 2018年10月 日本駐車場開発(株)常務取締役、日本自動車サービス開発(株)取締役 (現任) 2018年11月 日本駐車場開発(株)常務取締役管理本部長 (現任)、NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND) CO.,LTD. Director (現任)、NPD Healthcare Service(Thailand) Co., Ltd. Director (現任) 2020年1月 PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Komisararis (現任) 2020年8月 藤和那須リゾート(株) 監査役 (現任) 2020年10月 邦駐 (上海) 停車場管理有限公司 監事 (現任)、臺灣日駐開發股份有限公司 監察人 (現任)、NPD Korea Co., Ltd. 監事 (現任)、当社取締役 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本駐車場開発(株)において会社経営ならびに財務最高責任者として、豊富な実務経験を生かした当社経営戦略等への提言等をいただくことで取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は当社の業務執行を行わない取締役候補者であります。</p>	0株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	 <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="302 453 411 506">再任</div> <div data-bbox="302 526 411 579">社外</div> <div data-bbox="302 598 411 651">独立</div> </div> <p data-bbox="257 677 456 748">伊藤 裕 司 (1963年10月1日)</p>	<p>1987年4月 大和証券(株)入社 1991年12月 INSEAD MBA取得 1992年9月 大和ヨーロッパ出向 1999年12月 ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券(株)）入社 2007年12月 同社マネージング・ディレクター 2014年7月 (株)WINGs取締役（現任） 2014年7月 (株)AILE取締役（現任） 2019年10月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（選任理由および期待される役割の概要） 伊藤裕司氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に経営戦略、金融・ファイナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株
5	 <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="302 1047 411 1100">再任</div> <div data-bbox="302 1120 411 1173">社外</div> <div data-bbox="302 1192 411 1245">独立</div> </div> <p data-bbox="257 1271 456 1342">堀内 康 徳 (1965年2月7日)</p>	<p>1996年4月 弁護士登録 河本・河合・ふたば法律事務所（現 清和法律事務所）入所 2001年4月 清和法律事務所パートナー（現任） 2019年10月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（選任理由および期待される役割の概要） 堀内康徳氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特にコーポレートガバナンス、法務・リスクマネジメントについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>	0株

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	 <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="303 636 409 686">新任</div> <div data-bbox="303 712 409 762">社外</div> <div data-bbox="303 787 409 837">独立</div> </div> <p data-bbox="261 858 450 928">たか やなぎ ひろ き 高 柳 寛 樹 (1976年6月21日)</p>	<p data-bbox="489 190 1155 243">1997年 9月 (株)ウェブハット・コミュニケーションズ代表取締役社長</p> <p data-bbox="489 254 1155 306">2001年 3月 立教大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程修了 修士 (社会学)</p> <p data-bbox="489 317 1155 370">2001年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科・同大学社会学部メディア社会学科他 兼任講師</p> <p data-bbox="489 381 1155 433">2006年 6月 アロワナパートナーズ(株)代表取締役CEO (現任)</p> <p data-bbox="489 444 1155 467">2007年 5月 (株)高寿商事 取締役ファウンダー (現任)</p> <p data-bbox="489 477 1155 500">2016年 4月 立教池袋中学高等学校／特別兼任講師 (現任)</p> <p data-bbox="489 511 1155 563">2016年 6月 ガーディアン・アドバイザーズ(株) パートナー兼 IT前提経営アーキテクト (現任)</p> <p data-bbox="489 574 1155 647">2019年 4月 立教大学大学院ビジネスデザイン研究科 准教授 (特別任用) 社会学部メディア社会学科 (兼任) (現任)</p> <p data-bbox="503 712 931 737">(選任理由および期待される役割の概要)</p> <p data-bbox="489 742 1173 1014">高柳寛樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はソフトウェア・インターネット領域のエンジニアリング会社等を創業し、企業の経営経験、とりわけIT・デジタルテクノロジーの分野において豊富な知見を有するだけでなく、現在白馬村に在住し、スキーヤーとしてスノーリゾートの発展のため、多方面で非営利活動をされていることから、特に当社リゾートの発展に必要なデジタルトランスフォーメーション(DX)の分野について専門的な観点から取締役の職務執行に関する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。</p> <p data-bbox="489 1019 1173 1105">また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。</p>	0株

補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">新 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">社 外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;">独 立</div> <p style="text-align: center;">くさき もと とも こ 草 本 朋 子 (1969年10月10日)</p>	<p>1993年4月 モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド (現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株) 入社</p> <p>1998年6月 UC Berkeley MBA取得</p> <p>1998年7月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現 ゴールド マン・サックス証券株) 入社</p> <p>2017年4月 (一財) 白馬インターナショナルスクール設立 準備財団 代表理事 (現任)</p> <p>(選任理由および期待される役割の概要) 草本朋子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、金融業界においてグローバルな投資業務に従事しながら、経営学博士号 (MBA) を取得するなど、金融・ファイナンスおよび海外事業について豊富な知見を有するだけでなく、現在は、白馬村に在住され、中高一貫の全寮制インターナショナルスクールの開校を目指し、地域社会における教育の発展を企図した活動をされていることなどから、多様な視点で取締役の職務執行に関する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤裕司氏、堀内康德氏、高柳寛樹氏および草本朋子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渥美謙介氏および岩本竜二郎氏は、過去10年以内において、当社親会社である日本駐車場開発株の業務執行者であります。
なお、両氏の同社における過去10年間の地位および担当は、上記「略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
4. 当社は渥美謙介氏、伊藤裕司氏および堀内康德氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高柳寛樹氏および草本朋子氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。
5. 伊藤裕司氏および堀内康德氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、伊藤裕司氏および堀内康德氏が2年となります。
6. 当社は取締役伊藤裕司氏および堀内康德氏を株東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定

し、届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、高柳寛樹氏および草本朋子氏の選任が承認された場合、両氏についても独立役員として(株)東京証券取引所へ届け出る予定であります。

【参考】スキルマトリックス

	主な専門性とバックグラウンド（取締役および監査役に期待する知見・経験）												
	企業 経営	営業・ マーケ ティン グ	レジャ ー・ア ウトド ア	開発・ 不動産	財務・ 会計	M&A・ 金融・フ ァイナ ンス	法務・リ スクマ ネジメ ント	人事・ 労務	グロー バル・ 国際性	地方創 生	IT・デ ジタル テクノ ロジー	ESG・ サステ イナビ リティ	教育・ 研究
鈴木 周平	●		●		●	●				●			
岩本 竜二郎	●	●		●									
渥美 謙介	●				●	●		●	●				
伊藤 裕司	●					●			●			●	
堀内 康徳							●	●				●	
高柳 寛樹	●		●			●			●	●	●	●	●
草本 朋子						●			●	●		●	●
橋本 俊光					●	●		●					
鵜月 健彦			●		●	●							
荒木 隆志			●		●	●							
高橋 正樹							●	●					

第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および従業員に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）に対する新株予約権の割当てにつきましては、会社法上の報酬等に該当いたします。現在ご承認いただいております、当社の取締役の金銭による報酬額とは別枠で、取締役（非業務執行取締役を除く）に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することについても、

併せてご承認をお願いするものであります。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権1個当たりの公正価値に取締役割り当てる新株予約権の予定上限数（200個）を乗じた金額を上限とします。この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当該新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

2. 新株予約権の内容および数の上限等

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役（非業務執行取締役を除く）および従業員とします。現在当社の非業務執行取締役5名を除く取締役の員数は2名であり、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり可決されますと、非業務執行取締役5名を除く取締役の員数は2名となります。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式80,000株（うち、当社取締役（非業務執行取締役を除く）については20,000株）を上限とします。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社は、上記のほか合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他やむを得な

い事由が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数を調整できるものとします。

(3) 発行する新株予約権の総数

800個（うち、当社取締役（非業務執行取締役を除く）については200個）を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします。

(4) 新株予約権の払込金額

本総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの）とします。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に（2）に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ。）又は新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とします。

なお、割当日後、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2028年10月31日までとします。

(7) 新株予約権の行使条件

- ①権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとします。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- ②権利を与えられた者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとします。
- ③権利を与えられた者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができます。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ①権利を与えられた者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができます。
- ②以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ③当社は、取締役会が別途定める日が到来した時に、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定します。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編

行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額およびその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（5）で定められる行使価額を調整して得られる再編対象会社の株式の1株当たりの払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権1個の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記（8）に準じて決定します。

⑦新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定します。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得に関する事項

上記（9）に準じて決定します。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年8月1日から
2021年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの業績の状況は、以下のとおりでした。

(ウインターシーズン)

当ウインターシーズン(2020年12月から2021年5月上旬)は新型コロナウイルスの蔓延に伴い、ゴンドラやシャトルバス、レストラン等料飲施設の消毒や、従業員の感染防止対策の徹底等、グループで統一した新型コロナウイルス感染防止策のもと運営を行いました。

当ウインターシーズンの全体的な動向は、都市圏から日帰り圏にあるめいほうスキー場及び川場スキー場においてはマイカーを利用される顧客など自社集客による一般来場の比率が高く、また、宿泊の減少を受けにくいいため、外出自粛に伴う来場者数の変動は比較的限定されました。しかしながら、それ以外のスキー場はバスツアーや団体顧客の比率が高く、宿泊を伴う比率も高いため、外出自粛の影響を受け、来場者数の減少幅が大きくなりました。

主要な指標としております売上単価は、一般顧客の割合が上昇し、バスツアーや団体顧客の割合が減少したことにより全体的には上昇しましたが、レストランやレンタル等の付帯サービスの利用率が新型コロナウイルスの回避行動により減少しております。そのため、テイクアウトメニューの販売やレンタル用品への抗ウイルス・抗菌コーティングを行い、安心してご利用いただける取り組みを実施しました。また、従前から推進しておりますWEBチケット販売については、リフト券購入時の混雑緩和もあり好調に推移しました。

次に、それぞれのスキー場において、日帰り圏のめいほうスキー場では、安定した積雪量を積極的にPRしたことやリピーター向けの取り組みを強化したこと等により、中京・関西圏のお客様を獲得でき、コロナ禍の状況においても来場者数は前期比96.0%に止まりました。また、川場スキー場の来場者数は前期比78.4%と減少しましたが、前年は全国的に暖冬小雪の中、同スキー場は人工降雪等により集客を獲得していたため、一昨年比では98.4%となっております。

HAKUBA VALLEYエリアにおいて、HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドは、昨シーズンは暖冬小雪の影響を大きく受けたため来場者数は前期比で増加しましたが、HAKUBA VALLEYの他スキー場は、1月の緊急事態宣言を境に近隣の宿泊施設の稼働率も急減し、同様にスキー場の来場者数も急減し、シーズン終了までその傾向は継続しました。また、バスツアーや団体顧客の利用が多い竜王スキーパーク及び菅平高原スノーリゾートに

においても、12月後半からの一連の自粛及び緊急事態宣言により、ほぼ全てのツアー催行及び団体予約がキャンセルとなりました。

これらコロナ禍の状況に合わせ、スキー場ごとにリフト運行や稼働率の低下したレストラン等の施設をクローズさせるなどのコスト圧縮への取り組みを行うとともに、本社部門等の人員の配置転換や、広告宣伝費等の営業費用の適正化を行いました。また、各自治体とも連携を強化し、感染防止対策実施に伴う助成金や、地域活性化のための各種補助金の申請を随時行いました。

なお、インバウンドの来場者は、当初より見込んでおりませんでしたでしたが、国内に在住の外国人のお客様の利用等があり、来場者数は20千人(前期比9.9%)となりました。

(グリーンシーズン)

当グリーンシーズン(2020年8月から同年11月上旬、2021年4月下旬から同年7月)の状況は、新型コロナウイルスの蔓延に伴う外出自粛や夏休み期間の短縮等により8月の来場者数は前年に比べ減少しましたが、9月になるとバスツアーや団体顧客は依然減少傾向にあったものの、一般顧客が増加し前年並みの水準まで回復しました。紅葉のピークとなる10月ですが、前年度は超大型の台風19号による悪影響もありましたが、当年度は天候にも恵まれるとともに、GoToトラベルの効果もあり、10月単月の索道を稼働した施設における来場者数は過去最高となりました。また、2021年4月下旬よりグリーンシーズン後半の営業を開始し、同期間も一部地域において緊急事態宣言が発出されている状況でしたが、感染対策を十分に施したうえで、山頂テラスやキャンプ・自然体験等のアウトドア事業を展開し、索道を稼働した施設におけるグリーンシーズンの来場者数はシーズンを通して328千人(前期比106.2%)となりました。

HAKUBA VALLEY白馬岩岳マウンテンリゾートでは山頂にある”HAKUBA MOUNTAIN HARBOR”の営業を行うとともに、アルプス白馬三山を正面に望む絶景大型ブランコ「ヤッホー！スウィング」の展開や、山の上からハンドル操作とブレーキで山を駆け降りる「マウンテンカート」の新規導入、また、HAKUBA IWATAKE MTB PARKではマウンテンバイクの利用者数が好調に推移したこと等により、グリーンシーズンの来場者数は過去最高の134千人(前期比139.6%)となりました。

また、(株)鹿島槍、めいほう高原開発(株)及び竜王マウンテンパークにおいても、コロナ禍でニーズの高まるキャンプ等のアウトドア事業を展開しました。めいほう高原開発(株)では今シーズンもキャンプエリアを拡張するとともに、昨年新設したジップラインやバギーパークなどのアクティビティも複合的に展開し、中京エリアのお客様を中心に顧客を獲得しました。竜王マウンテンパークでは7月より絶景グランピング施設「SORA GLAMPING RESORT(ソラグランピングリゾート)」をオープンし、滞在中ロープウェイ乗り放題となる特典や、ペットと一緒にグランピングを楽しめるプライベートドックラン付きサイトなどをご提供し、オープン以来多数の利用及び8月以降の予約も獲得しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は4,546,945千円(前期比25.0%減)となり、営業損失は428,508千円(前期は営業利益317,279千円)、経常損失は267,139千円(前期は経常利益388,799千円)、また、親会社株主に帰属する当期純損失は法人税等調整額等の計上により480,249千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益139,465千円)となりました。

(今後の取組み)

新型コロナウイルス変異株の世界的な拡大など今後の情勢は予測しがたい状況ですが、当社グループは引き続きアフターコロナを見据えた新たな取組みを実施してまいります。

グリーンシーズンにおいては、新しい働き方の1つであるワーケーションなど、当社リゾート施設をワークプレイスとしてご利用いただくサービスの拡充や、竜王マウンテンパークの「ソラグランピング」及びめいほう高原開発の複合アクティビティ施設「ASOBOT」の展開など、コロナ禍で高まるアウトドア需要を取り込むとともに、長期的な気候変動としてもたらされる温暖化リスクを見据え、抜本的取組みとしてグリーンシーズン事業を拡大させてまいります。

ウィンターシーズンは前期同様にインバウンドを見込んでおりません。また、少子高齢化に伴う人口減少の中、新型コロナウイルスの蔓延がスキー・スノーボード市場に更に影響を与えております。しかしながら、当社はグループ内に抗ウイルス・抗菌対策部門を新たに設け、スキー場施設の徹底的な抗ウイルス・抗菌対策を実施し、安心・安全にご利用いただける施設を作り上げることにより、他社リゾート施設よりも優先して選好いただけるようにいたします。また、チュービングをはじめとするスノーアクティビティパークの造成など、ファミリーやノンスキーヤー向けの施策やサービスを重点的に取組み、新たな観光需要や顧客チャネルを創出することで人口減となる国内マーケットにも対応してまいります。その他、新型コロナウイルスの蔓延をきっかけに、多数の国内スキー場の経営環境が厳しくなる中、それらスキー場に対するコンサルティングや業務支援等を進め、業界の活性化に努めてまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,120,430千円であり、その主なものは索道施設の改修工事、降雪設備の新設・更新、土地の取得、グリーンシーズン事業に関連する施設に対する設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として50,000千円、長期借入金として140,000千円の調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、スキー場運営においてサービスの向上、顧客満足度の向上を主眼に運営を行っております。

当社グループでは、外部環境への対応と内部環境の整備を常に考え、特に以下の点については具体的に対処すべき項目と認識し、今後も引き続き強化する所存です。また、前記の今後の取組みを実施し、事業の成長を図るとともに、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

① 顧客満足度の維持・向上

当社グループでは、顧客満足度が向上するよう努めております。また、顧客対応においては、マニュアルの充実を図るとともに、継続的な社員教育により能力・モラルの向上を図っております。

特に非日常感を求めて来場されるお客様に対しては、マニュアルの充実・徹底のみならず、顧客満足度を高めていく基本姿勢を再確認し、充実したサービスを提供するよう心掛けております。

スキー場市場においてサービスを重視し、より一層強化するという概念を持ち込むことにより今後も顧客満足度の維持・向上に常に努めてまいります。

② 安全対策

スキー場では、鉄道事業法で許可を受ける索道事業者としてリフト運営を行っております。リフト運営上で重大な事故が発生した場合は、索道許可の取り消しにつながることがあります。当社グループは、特にリフトの安全対策は重点項目としており、グリーンシーズンの点検整備を国土交通省令や整備細則に基づき行い、また、中期・長期の整備計画を策定し、整備を実施しております。リフト運行においては、スタッフに対する継続的な安全教育を実施し、各スタッフの安全に対する取り組みを向上してまいります。また、天候状態を常に監視し、リフト運行中に突発的に発生する災害への対応についても、訓練を繰り返し行うことで、対応能力を高めてまいります。

③ 天候に対する対策

ウィンターシーズンにおいては十分な積雪のもとで、スキー場を運営することが、事業の根幹をなすものであり、自然の積雪に恵まれない場合は、当社グループが保有する人工降雪機をフル活用することで、効率的かつ効果的な人工降雪を行い、ウィンターシーズン開始とともに満足してスキーを楽しんでいただける状況にしております。当社グループのスキー場の一部は、高い山頂にあり、残雪を利用しウィンターシーズン終盤まで十分なコンディションを維持すること

で、当社グループの優位性を発揮させ、他のスキー場との差別化を図ってまいります。また、悪天候の場合、お客様が施設利用を取り止めることがあるため、屋内施設やサービスの一層の充実を図ってまいります。

④ グリーンシーズンの事業の展開

グリーンシーズンにおいては、展望テラスの運営や新規の屋外アクティビティ施設の設置等、地域の特性を活かし、かつ、地域に根付いた商品の開発等を行い、事業を強化してまいります。一年を通じた営業体制を整えることでウィンターシーズンに業績が偏重する季節変動リスクを分散させ、安定したスキー場等の経営を目指してまいります。

⑤ グループ経営

グループ会社が運営するレンタル専門店の展開、グループ全体での共同告知や営業活動の強化、効率化による集客増進に加え、レンタル用品、制服および食材等について、スケールメリットを活かした集中購買、メンテナンス部品等の取得等の費用面の改善により、シナジー効果を積極的に享受できるようにしてまいります。

⑥ 今後のスキー場の取得

当社グループでは、創業以来国内におけるスキー場において、強みや特徴を有するスキー場を取得してまいりました。スキー場の取得および取得後の改善につながる活動を継続的に実施し、当社グループの企業価値を一層高めてまいります。また、当社グループは、魅力的なスキー場を取得し、事業拡大することを成長戦略の重要な要素と位置づけており、今後も積極的にスキー場を取得していく方針であります。さらに、スキー場の地元関係者や従業員と一体となって、スキー場を改善し、スキー場の価値を高めていくことで、地域の活性化に貢献してまいります。

⑦ 新型コロナウイルスへの対応について

今後の経済情勢は、新型コロナウイルスの影響がどのようになるか、いまだ予測しがたい状況であり、停滞の長期化も懸念されます。

このような状況のもと、当社はグループ組織体制の無理・無駄の見直しを徹底して行い、一部再編するとともに、現地運営会社への人材配置を積極的に実施することで運営力を強化し、また、外部委託業務の内製化など各種コストを見直すなど、コストコントロールを徹底してまいります。

営業面においては、ゴンドラやシャトルバス等の施設の消毒や、従業員の感染防止対策の徹底はもちろんのこと、白馬岩岳マウンテンリゾートでは絶景の中で快適に働くことのできるリゾートテレワークを推進するなど、アフターコロナに対応した自然環境の中での事業を展開してまいります。

(3) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第13期 (2018年7月期)	第14期 (2019年7月期)	第15期 (2020年7月期)	第16期 (当連結会計年度) (2021年7月期)
売上高(千円)	6,420,077	6,628,604	6,063,487	4,546,945
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	613,687	634,992	388,799	△267,139
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	379,075	607,015	139,465	△480,249
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	23.75	38.22	8.81	△31.21
総資産(千円)	6,151,679	6,885,458	9,182,134	6,912,603
純資産(千円)	5,427,369	6,052,191	6,042,033	5,108,954
1株当たり純資産額(円)	319.49	357.54	362.99	319.89

(注) 1. 2018年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)および1株当たり純資産額を算定しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第14期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第13期の金額は組替後の金額で表示しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

イ. 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との取引等
日本駐車場開発(株)	699,221千円	69.2%	特になし

ロ. 親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社との間で親会社の保有する自己株式の一部の取得を行いました。親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

(ア)取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(イ)当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社より取締役を受け入れておりますが、親会社からの独立性確保の観点を踏まえ、当該取引の実施の可否の審議においては、親会社よりの取締役に退席いただき、社外取締役から適切な意見を得ながら、多面的な議論を経たうえで、当該取引の実施の可否を決定したため、当社の利益を害するものではないと判断しております。

(ウ)取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 鹿 島 槍	3,000千円	100.0%	HAKUBA VALLEY鹿島槍スキー場の運営
(株) 北 志 賀 竜 王	10,000	100.0	竜王スキーパークの運営
川 場 リ ゾ ー ト (株)	100,000	99.9	川場スキー場の運営
白 馬 観 光 開 発 (株)	100,000	99.2	HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドおよびHAKUBA VALLEY拇池高原スキー場の運営
拇 池 ゴ ン ド ラ リ フ ト (株)	100,000	80.0	HAKUBA VALLEY拇池高原スキー場の運営
(株) 岩 岳 リ ゾ ー ト	75,000	86.7	HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドの運営
(株) ス パ イ シ ー	10,000	100.0	レンタルスキーショップの運営
め い ほう 高 原 開 発 (株)	100,000	80.0	めいほうスキー場の運営
(株) ハ ー レ ス キ ー リ ゾ ー ト	100,000	83.9	菅平高原スノーリゾートの運営

(注) (株)Geekoutは、2021年6月14日付で清算したため、上記から除外しております。

(5) 主要な事業内容 (2021年7月31日現在)

事業区分	事業内容
スキー場事業	スキー場に関する総合コンサルティング

(6) 主要な営業所 (2021年7月31日現在)

① 当社

本 社	長野県北安曇郡白馬村
-----	------------

② 子会社

(株) 鹿 島 槍	長野県大町市
(株) 北 志 賀 竜 王	長野県下高井郡山ノ内町
川 場 リ ゾ ー ト (株)	群馬県利根郡川場村
白 馬 観 光 開 発 (株)	長野県北安曇郡白馬村
梅 池 ゴ ン ド ラ リ フ ト (株)	長野県北安曇郡小谷村
(株) 岩 岳 リ ゾ ー ト	長野県北安曇郡白馬村
(株) ス パ イ シ ー	長野県北安曇郡白馬村
めいほう高原開発(株)	岐阜県郡上市
(株)ハーレスキーリゾート	長野県上田市

(注) (株)Geekoutは、2021年6月14日付で清算したため、上記から除外しております。

(7) **使用人の状況** (2021年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 213 (408) 名

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループはスキー場事業が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (0) 名	22 (0) 名	38.6歳	4.9年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年7月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 日本政策金融公庫	800,000千円
(株) 八十二銀行	390,000千円
(株) 大垣共立銀行	60,000千円

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年7月31日現在)

- | | |
|------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 32,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,000,400株 (うち自己株式836,400株) |
| ③ 株主数 | 5,434名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
日本駐車場開発(株)	10,497,400株	69.23%
(株)Plan・Do・See	400,000	2.64
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED	400,000	2.64
グリーンコア(株)	270,000	1.78
鈴木 周平	229,506	1.51
宇津井 高時	173,000	1.14
HOTEL LOTTE CO., LTD.	133,200	0.88
松田 健太郎	94,100	0.62
高梨 光	88,561	0.58
(株)ラックランド	86,000	0.57

(注) 持株比率は自己株式(836,400株)を控除して計算しております。また、自己株式は上記大株主に含めておりません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2021年7月31日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴木 周 平	白馬観光開発(株)取締役 (株)岩岳リゾート取締役 梅池ゴンドラリフト(株)取締役 めいほう高原開発(株)取締役 (株)北志賀竜王取締役
取 締 役	荻 野 正 史	白馬観光開発(株)代表取締役社長 (株)岩岳リゾート取締役 梅池ゴンドラリフト(株)取締役
取 締 役	川 村 憲 司	日本駐車場開発(株)取締役副社長 NPD GLOBAL CO., LTD. President and CEO 邦駐 (上海) 停車場管理有限公司 董事 SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. President and CEO NPD Healthcare Service (Thailand) Co., LTD. Director NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND) CO., LTD. Founder & Chairman PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA President Director NPD Korea Co., Ltd. 理事 臺灣日駐開發股份有限公司 董事
取 締 役	渥 美 謙 介	日本駐車場開発(株)常務取締役管理本部長 (株)ティー・シー・ケー・ワークショップ 取締役 日本自動車サービス開発(株) 取締役 NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND) CO.,LTD. Director NPD Healthcare Service (Thailand) Co.,LTD. Director PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Komisaris 藤和那須リゾート(株) 監査役 邦駐 (上海) 停車場管理有限公司 監事 臺灣日駐開發股份有限公司 監察人 NPD Korea Co.,Ltd. 監事
取 締 役	出 口 恭 子	(株)ティーガイア社外取締役 (株)NHKテクノロジーズ社外取締役 Heartseed(株)社外取締役 PHCホールディングス(株)社外取締役
取 締 役	伊 藤 裕 司	(株)WINGs取締役 (株)AILE取締役
取 締 役	堀 内 康 徳	清和法律事務所パートナー
常 勤 監 査 役	橋 本 俊 光	

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
監査役	鵜月健彦	(株)The Day代表取締役 税理士法人ハズオン代表社員
監査役	荒木隆志	荒木隆志公認会計士税理士事務所所長 トランザクション・サポート(株)代表取締役 タキロンシーアイ(株)社外監査役
監査役	高橋正樹	隼町法律事務所代表パートナー monoAI technology(株)監査役

- (注) 1. 取締役出口恭子氏、伊藤裕司氏および堀内康徳氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏、荒木隆志氏および高橋正樹氏は、社外監査役であります。
3. 各社外監査役は、以下のとおり、財務、会計および法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役橋本俊光氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役鵜月健彦氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・監査役荒木隆志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・監査役高橋正樹氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社と各業務執行取締役等でない取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は取締役出口恭子氏、伊藤裕司氏、堀内康徳氏、常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏、荒木隆志氏および高橋正樹氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別報酬等の決定に関する方針

当社は、2021年3月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(ア) 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度ならびに期待される役割に照らした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬兼非金銭報酬であるストックオプション等により構成し、社外取締役については、その独立性の観点から、ストックオプション等の非金銭報酬等の付与はせず、基本報酬のみを支払うこととする。

(イ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定方針（報酬等を与える時期を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社価値増大へのインセンティブが高められ、有能な人材を確保し得る水準を考慮して、社外取締役3名を含む5名の取締役

で構成する任意の報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）で協議の上、取締役会において決定する。なお、年度途中において、基本報酬を変更する必要が生じた場合も同様に、報酬委員会では協議の上、取締役会において決定する。

(ウ) 業績連動報酬兼非金銭報酬等の内容及びその額の算定方法の決定方針(報酬等を与える時期・条件決定を含む。)

業績連動報酬兼非金銭報酬等は、主にストックオプションとし、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の新株予約権を発行付与するものとする。

毎年、当社定時株主総会において、前期の営業利益等を考慮の上、当期における当社及び当社子会社の役員及び従業員に対するストックオプションの付与総数を決定するものとし、当社の各取締役に対する付与数については、当社及び当社子会社の前期業績並びに当該取締役の前期評価等に鑑み、報酬委員会で協議の上、取締役会において決定する。また、上記の目的を達成するため、ストックオプション以外の非金銭報酬等の導入についても毎年検討するものとする。

(エ) 金銭報酬または業績連動報酬兼非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、業績貢献などを踏まえ、報酬委員会で協議の上、会社価値増大へのインセンティブが高められるよう最も適切な割合を、取締役会が決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (3)	38,335千円 (9,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (4)	11,240 (11,240)
合 計 (うち社外役員)	11 (7)	49,575 (20,240)

- (注) 1. 当事業年度末の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名であります。上表の取締役の員数が当該事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名（うち社外取締役0名）を除いているためであります。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年10月10日開催の第9回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年2月28日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。
- ・取締役1名 550千円

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役出口恭子氏は、(株)ティーガイアの社外取締役、(株)NHKテクノロジーズの社外取締役、Heartseed(株)およびPHCホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役伊藤裕司氏は、(株)WINGsの取締役および(株)AILEの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役堀内康德氏は、清和法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役鶴月健彦氏は、(株)The Dayの代表取締役および税理士法人ハンズオンの代表社員であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役荒木隆志氏は、荒木隆志公認会計士税理士事務所所長、トランザクション・サポート(株)の代表取締役およびタキロンシーアイ(株)の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役高橋正樹氏は、隼町法律事務所の代表パートナーおよびmonoAI technology(株)の監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

会社における 地 位	氏 名	出席状況および発言状況
取 締 役	出 口 恭 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 裕 司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取 締 役	堀 内 康 徳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

会社における 地 位	氏 名	出席状況および発言状況
常勤監査役	橋 本 俊 光	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	鵜 月 健 彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会18回のうち17回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に税務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	荒 木 隆 志	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士および税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	高 橋 正 樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に法務等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は含めておりません。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である新収益認識会計基準の適用に関する助言業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,644,487	流動負債	396,841
現金及び預金	1,957,113	買掛金	23,973
売掛金	89,611	1年内返済予定の長期借入金	20,000
たな卸資産	163,594	未払金	121,045
その他の	434,168	リース債務	62,771
		未払消費税等	30,157
		未払法人税等	7,030
		その他の	131,862
固定資産	4,268,116	固定負債	1,406,808
有形固定資産	4,007,525	長期借入金	1,230,000
建物及び構築物	1,333,893	リース債務	171,808
機械及び装置	1,392,496	その他の	5,000
車両運搬具	247,128		
工具、器具及び備品	178,698		
土地	774,183		
建設仮勘定	81,125		
無形固定資産	45,420	負債合計	1,803,649
その他の	45,420	(純資産の部)	
		株主資本	4,850,879
投資その他の資産	215,169	資本金	1,000,000
投資有価証券	9,459	資本剰余金	1,397,689
繰延税金資産	150,791	利益剰余金	3,053,969
その他の	60,086	自己株式	△600,779
貸倒引当金	△5,168	新株予約権	60,150
		非支配株主持分	197,925
		純資産合計	5,108,954
資産合計	6,912,603	負債純資産合計	6,912,603

連結損益計算書

(2020年 8 月 1 日から
2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
売 上 高		4,546,945	特 別 利 益		
売 上 原 価		3,371,279	固定資産売却益	1,309	
売 上 総 利 益		1,175,665	新株予約権戻入益	700	2,009
販売費及び一般管理費		1,604,174	特 別 損 失		
営 業 損 失		△428,508	減 損 損 失	40,164	
営業外収益			固定資産除却損	17,063	
受 取 利 息	154		投資有価証券 評価 価 損	1,840	59,068
受 取 保 険 金	4,015		税金等調整前 当期純損失		△324,198
預り金戻入額	7,823		法人税、住民税及び 事業 税	40,189	
貸倒引当金戻入額	870		法人税等調整額	173,146	213,336
助 成 金 収 入	161,449		当 期 純 損 失		△537,535
そ の 他	3,726	178,039	非支配株主に帰属す る当期純損失		△57,285
営業外費用			親会社株主に帰属す る当期純損失		△480,249
支 払 利 息	8,347				
寄 付 金	4,808				
支 払 手 数 料	2,153				
そ の 他	1,360	16,669			
経 常 損 失		△267,139			

貸借対照表

(2021年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	592,399	流動負債	358,512
現金及び預金	387,836	未払金	18,796
売掛金	8,337	未払費用	15,762
未収入金	143,785	前受金	9,500
前払費用	4,355	関係会社短期借入金	300,000
その他	48,084	未払法人税等	2,747
		預り金	11,668
		その他	36
固定資産	2,573,259	負債合計	358,512
有形固定資産	1,878	(純資産の部)	
建物付属設備	1,101	株主資本	2,746,997
機械及び装置	390	資本金	1,000,000
車両運搬具	0	資本剰余金	1,384,154
工具、器具及び備品	386	資本準備金	1,000,000
無形固定資産	12,232	その他資本剰余金	384,154
商標権	591	利益剰余金	963,622
ソフトウェア	11,640	その他利益剰余金	963,622
投資その他の資産	2,559,149	繰越利益剰余金	963,622
関係会社株式	1,785,565	自己株式	△600,779
関係会社長期貸付金	1,230,000	新株予約権	60,150
その他	16,879	純資産合計	2,807,147
貸倒引当金	△473,295	負債純資産合計	3,165,659
資産合計	3,165,659		

損益計算書

(2020年 8 月 1 日から
2021年 7 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		862,296
売上原価		55,034
売上総利益		807,262
販売費及び一般管理費		315,183
営業利益		492,078
営業外収益		
受取利息	5,493	
成金収入	2,565	
還付消費税	11,087	
その他	380	19,526
営業外費用		
支払利息	1,189	
支払手数料	1,942	
支寄金	3,000	
その他	53	6,185
経常利益		505,419
特別利益		
新株予約権戻入益	700	700
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	79,408	
その他	794	80,203
税引前当期純利益		425,915
法人税、住民税及び事業税		2,643
当期純利益		423,272

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月16日

日本スキー場開発株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 浩之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 博嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本スキー場開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し

て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年9月16日

日本スキー場開発株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 茂木浩之[®]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野博嗣[®]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2020年8月1日から2021年7月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年8月1日から2021年7月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月16日

日本スキー場開発株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 橋 本 俊 光 ㊟

監 査 役 鶴 月 健 彦 ㊟

監 査 役 荒 木 隆 志 ㊟

監 査 役 高 橋 正 樹 ㊟

(注) 常勤監査役橋本俊光、監査役鶴月健彦、監査役荒木隆志及び監査役高橋正樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：長野県長野市南石堂1346
ホテルメトロポリタン長野
(長野駅ビル直結 徒歩約3分)
TEL 026-291-7000



交通

● お車でお越しの場合

上信越自動車道「長野」ICまたは「須坂長野東」ICより約20～25分

● 電車でお越しの場合

- ・「東京」駅よりJR北陸新幹線はくたかで最寄りの「長野」駅まで約94分
- ・「名古屋」駅よりJR特急ワイドビューしなので最寄りの「長野」駅まで約178分

(注) ・ホテルの契約駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場のご利用をお願いいたします。

- ・上記所要時間は可能な限り最短の時間となります。